

誓約書

年 月 日

提出先 熊取町長

(申込者)

住所 _____

氏名(自署) _____

私は、大原住宅一般向け駐車場（以下「一般向け駐車場」という。）の使用の申込みにあたり、以下の事項を了承し、遵守することを誓約します。

1. 一般向け駐車場は、本来、町営大原住宅の入居者用の駐車場であるため、入居者、又は入居予定者のために区画が必要となったときには、町からの明渡し請求に従い、速やかに駐車場を明け渡します。
2. 一般向け駐車場の許可期間は最大1年間であり、申込みは毎年度必要であることを了承の上で、手続きについては、町の指示に従います。
3. 一般向け駐車場の区画の大きさは230cm×500cmであることを了承し、保管する自動車は、町長が駐車場の管理上支障がないと判断できる範囲内の大きさとしします。
4. (法人の場合) 使用者は、法人自ら、又は従業員等に限定します。
5. 申込者及び使用者は、暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。
6. 次の禁止行為はいたしません。
 - ① 駐車場を自動車の駐車目的以外に使用すること。
 - ② 駐車場を第三者に転貸し、またはその使用権を譲渡すること。
 - ③ 不良車両を放置すること。
 - ④ 駐車場の現状を変更し、またはこれに工作物等を設置すること。
 - ⑤ 駐車場に危険物、その他自動車の駐車に支障となる物品を持ち込むこと。
 - ⑥ 駐車場で悪臭騒音等、居住環境上、支障となる行為をすること。
 - ⑦ 他の自動車の駐車を妨げる行為、及び駐車場の管理上支障となる行為をすること。
 - ⑧ 駐車場で、洗車や車の整備をすること。
7. 一般向け駐車場又はその付帯する設備を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償します。
8. 大原住宅駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故、人身事故及び天災によって生じた損害により、使用者が損害を受けることがあっても、町は一切その賠償の責めを負わないことを了承します。
9. 駐車場の使用料は、使用する月の使用料をその前月の末日までに納付し、滞納はしません。滞納した際は、町の駐車場明渡し請求に基づき、未納の使用料及び賠償金等を支払った上で、速やかに駐車場を明け渡します。
10. 許可期間中において、次のことが発生した場合は速やかに手続きを行います。
 - ① 駐車場を返還するとき。(返還しようとする月の5日前まで)
 - ② 一般向け駐車場の使用者との区画を交換するとき。(町営住宅入居者区画とは交換できません。)
 - ③ 申込み内容に変更が生じたとき。
11. その他、町営住宅駐車場管理運営に関する要綱、関係法令及び関係条例等を遵守します。

以上